

扶桑町地震対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における被害の減少と自助による町民の防災力の向上を目的として、地震による被害を未然に防止する地震対策を自ら居住する住宅に実施する者に対し、費用の一部を補助することに関し、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下この項において「補助対象者」という。）は、扶桑町住民基本台帳に記録されている者で、次条に規定する地震対策を実施する世帯の世帯主又は世帯員（以下「世帯主等」という。）とする。ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者は補助対象者としない。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要があると認める者に対し、補助金を交付することができるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げる地震対策とする。ただし、世帯主等が自ら居住している既存の住宅に実施する場合について対象とし、事業の用に供している部分は除くものとする。

(1) 家具の転倒防止器具を取り付けること。

(2) 家具からの食器等の落下を防止する器具を取り付けること。

(3) ガラス等の飛散防止フィルムを取り付けること。

(4) 一定の揺れを感知すると電気を遮断する感震ブレーカーを取り付けること。

2 補助対象事業は、前項に規定するもので、令和8年3月31日までに実施する地震対策とする。

(補助金の額)

第4条 町長は、予算の範囲内において前条の地震対策に要する購入費及び取付費の額（消費税及び地方消費税の額を含む。）に5分の4を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を補助金

の交付の決定を受けた者に交付する。ただし、その最高限度額は、10,000円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、扶桑町地震対策補助金交付申請書（様式第1）に、品名及び購入日が記載された領収書（原本）等支払の事実が確認できる書類並びに実施後の写真を添付して、当該年度の3月31日までに町長に申請するものとする。

2 申請者は、賃貸住宅において、この補助金制度を利用するに当たり、壁に穴を開ける、釘を打つ等住宅に損傷を与える恐れのあるときは、建物の所有者又は管理者の同意書（様式第2）を前項の申請書に添付するものとする。

3 町長は、申請者から領収書原本の返還を求められたときは、原本に受付印を押印のうえ、その写しを町が保管し、原本を返還することができる。

4 この要綱による同一年度内の補助金の申請回数は、1世帯につき1回を限度とする。

(交付の条件)

第6条 地震対策により生じた問題については、申請者と建物の所有者又は管理者との間で処理するものとし、扶桑町は、その責を負わない。

(交付の決定)

第7条 町長は、第5条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金額を決定し、扶桑町防災対策補助金交付決定（却下）通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 実績報告は、第5条第1項に規定する申請をもって、これに代えることができる。

(交付の方法)

第9条 第7条の交付決定通知書を受けた者は、扶桑町地震対策補助金交付請求書（様式第4）を町長に提出するものとする。

2 補助金は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、虚偽その他不正の手段によりこの要綱による補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の交付決定を取り消し、扶桑町地震対策補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第5）で返還を命ずるこ

とができる。

(検査)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、職員に検査させ、又は関係者の意見を聞くことができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 扶桑町地震対策補助金交付要綱（平成18年扶桑町訓令第6号）は、廃止する。

附 則（令和元年8月9日要綱第15号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月8日要綱第37号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月18日要綱第137号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月29日要綱第33号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱第33号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 5 条関係)

扶桑町地震対策補助金交付申請書

年 月 日

扶 桑 町 長 様

申請者 住 所

申請者氏名

世帯主氏名

電話番号

扶桑町地震対策補助金の交付を受けたいので、下記により申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

3 購入店又は施工業者

4 補助対象事業費 _____ 円

5 補助金交付申請額 上限 10,000円
※補助対象事業費の5分の4(100円未満の端数切捨て)

6 購入日又は取付日 _____ 年 月 日

7 建物所有区分 自己所有 ・ 賃 貸

申請に伴い、住所要件・世帯主の確認を行うため、住民基本台帳を閲覧することに同意します。

氏名

備 考 —添付書類—

・品名及び購入日が記載された領収書(原本)等支払の事実が確認できる書類

・地震対策実施後の写真

・賃貸住宅で壁に穴を開ける、釘を打つ等住宅に損傷を与える恐れのあるときは、建物の所有者又は管理者の同意書(様式第2)を添付してください。

様式第2（第5条関係）

同 意 書

年 月 日

扶 桑 町 長 様

所 有 者

住 所

氏 名

電話番号 ー

下記事項に基づき、私の所有する物件に対して地震対策を講じることについて同意します。

記

1 依頼者 住 所

氏 名

2 地震対策の内容

様式第3（第7条関係）

扶桑町地震対策補助金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり交付することを決定した（却下する）ので、扶桑町地震対策補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付条件
 - （1）補助金を当該補助事業以外の目的には使用しないこと。
 - （2）扶桑町地震対策補助金交付要綱を遵守すること。

様式第4（第9条関係）

扶桑町地震対策補助金交付請求書

年 月 日

扶 桑 町 長 様

住 所
氏 名 印

電話番号 ー

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた扶桑町

地震対策補助金について、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

(1) 金融機関名 _____銀行・農協・信用金庫 本店 支店

(2) 科 目 普通・当座

(3) 口座番号 _____
(ふりがな)

(4) 口座名義人 _____

※申請者の口座でお願いします。

様式第5（第10条関係）

扶桑町地震対策補助金交付決定取消通知（返還命令）書

第 号
年 月 日

様

扶桑町長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した扶桑町地震
対策補助金については、当該交付決定を取り消す（とともに、その返還を
命ずる）ので通知します。

については、交付済の下記金額を速やかに扶桑町に返還してください。

記

金	円
---	---